

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日

令和 7 (2025) 年度第 1 回宇都宮地域医療構想調整会議並びに
宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議 合同会議

資料 5

外来医療計画に基づく地域における外来医療機能の不足・ 偏在等への取組について

栃木県保健福祉部医療政策課

外来医療計画に基づく地域における外来医療機能の不足・偏在等への取組について

外来医療計画（8期前期計画）の概要

- 全ての二次保健医療圏において必要な外来医療提供体制が確保されるよう、新規開業希望者の自主的な行動変容が求められている。特に、既に診療所医師数が一定程度充足していると考えられる外来医師多数区域での新規開業については、新規開業希望者に対して外来医師の偏在の状況を十分に踏まえた判断を促す必要がある。
- 外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、外来医療に関する情報を提供するとともに、地域で不足する外来医療機能*を担うことへの協力を求める。
 - *「夜間や休日等における地域の初期救急医療」、「在宅医療」
- 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の改正（令和5年3月）に伴い、外来医師多数区域以外の区域においても、当該地域で不足する医療機能を担うよう求めることとする。



- 二次医療圏ごとの外来医師偏在指標や外来医療に関する情報等の提供
- 地域で不足する外来医療機能等を担うことへの意向確認を行う
- 合意の状況について、地域医療構想調整会議において確認を行う

外来医療計画に基づく地域における外来医療機能の不足・偏在等への取組について

取組内容

- 新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことへの意向確認を行う



- 【対象】
新規開業者（歯科診療所を除く）
- 【意向確認の方法】
開設届と併せて意向確認書の提出を求める

- 【意向を確認する外来医療機能】
- 地域で不足する外来医療機能
 - ・ 夜間や休日等における地域の初期救急医療
 - ・ 在宅医療

- その他
 - ・ 公衆衛生に係る医療（学校医・予防接種等）

※「地域で不足する外来医療機能」には位置づけていないが、引き続き地域における状況を注視していくため、意向を確認する

- 【提出先】
所在地を所管する各広域健康福祉センター又は保健所

〈参考〉「地域で不足する外来医療機能等に係る意向確認書」

開設届と併せて提出してください。
作成：令和7年3月

地域で不足する外来医療機能等に係る意向確認書

令和 年 月 日

栃木県知事 様
(栃木県 健康福祉センター所長 様)

地域で不足する外来医療機能等を担う意向について、下記のとおり報告します。

病院(診療所、助産所)の名称		
開設の場所		
開設年月日		
電話番号		
管理者	住所	
	氏名	
診療科		
地域で不足する外来医療機能等を担う意向		
外来医療計画において「地域で不足する外来医療機能」に位置づけられているもの※		
夜間や休日等における地域の初期救急医療		有・無
在宅医療		有・無
「地域で不足する外来医療機能」には位置づけられていないが、意向を確認するもの		
公衆衛生に係る医療（学校医・予防接種等）		有・無
(意向がない場合)		
その理由		

※当該医療機能を担う意向がない場合、地域医療構想調整会議への出席を求めることがあります。

取組内容

- 合意の状況について、地域医療構想調整会議において確認を行う



- ・ 地域医療構想調整会議において、意向確認書の提出状況を共有する
- ・ 新規開業者が地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない場合については、その理由を地域医療構想調整会議で確認する（状況に応じて地域医療構想調整会議への出席を求める）

本取組について、御理解と御協力をお願いいたします。